

# 平成26年度 高松市公開事業評価

日 時 平成26年 8月 3日 (日)  
9:00~16:30 (受付8:30~)

会 場 高松市片原町11番地1「むうぶ片原町」ビル内  
高松市生涯学習センター「まなびCAN」2階  
大研修室 (受付・会場)



~ようこそ公開事業評価へ~

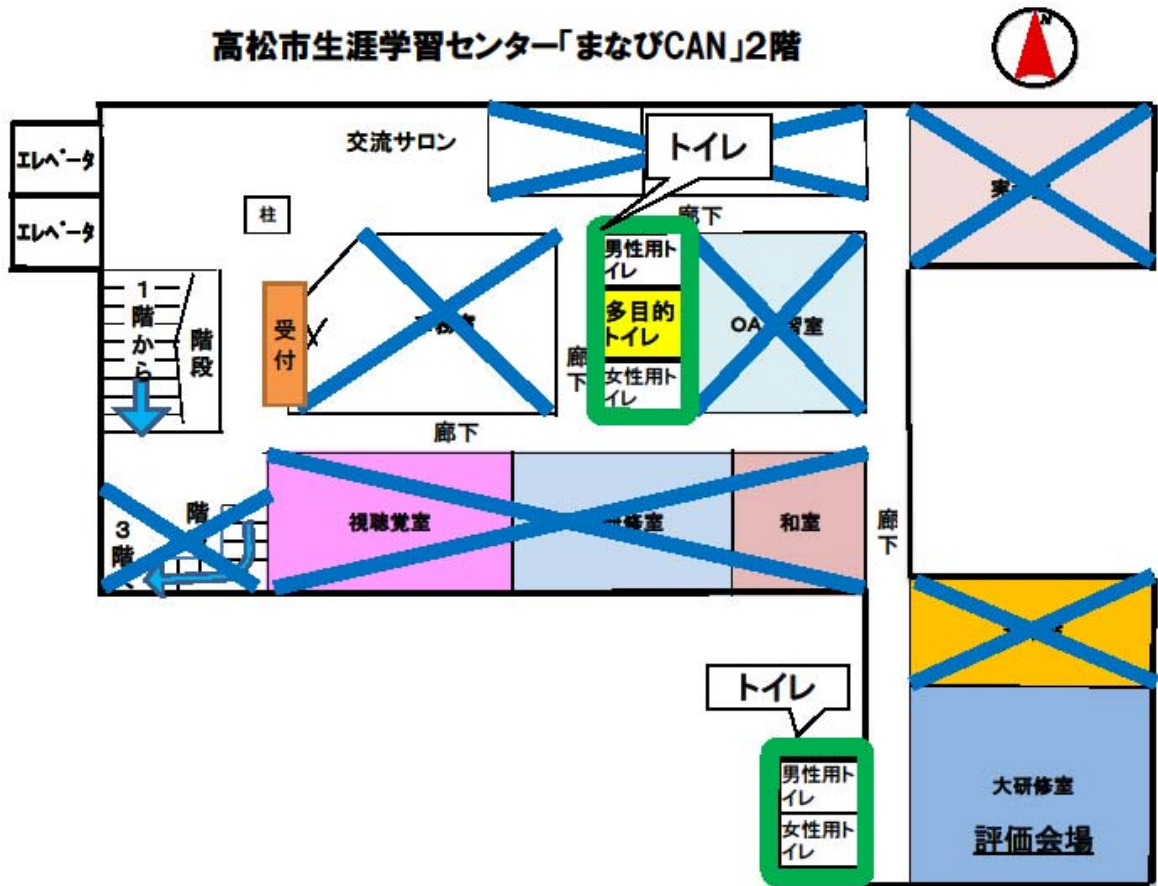
高 松 市

## 目 次

○ 会場案内	-----	1
○ 傍聴される皆様へ	-----	2
○ 公開事業評価スケジュール	-----	3
○ 評価体制	-----	4
○ 評価会場の配置	-----	5
○ 公開事業評価の概要	-----	6
○ 公開事業評価作業の流れと判定区分	-----	7
○ 公開事業評価対象事業の説明資料		
(1) ゆめづくり推進事業	-----	8
(2) 社会福祉団体活動助成事業	-----	12
(3) 在宅高齢者家族支援事業	-----	16
(4) 農業団体育成事業	-----	20
(5) 観光イベント振興事業	-----	24
(6) 住宅建築物耐震改修等事業	-----	28
(7) 放置自転車等対策事業	-----	32
(8) コミュニティセンター等講座事業	-----	36
○ メモ欄	-----	40
○ 高松市生涯学習センター周辺案内図	-----	41

会場案内 (トイレのご利用は、2階でお願いします)

片原町駅(北)側



瓦町駅(南)側

## 傍聴される皆様へ

本日は、お越しいただきありがとうございます。

### 注 意 事 項

- 公開事業評価の様子はユーストリームで実況中継されます。  
高松ムービー（動画）チャンネル（本市ホームページ「もっと高松」トップページ） <http://takamatsu.mohtertown.tv/>
  - 傍聴はお静かにお願いします。会場の入退場は自由ですが、事業評価作業中は、できるだけ控えてください。
  - 事業評価作業中に、傍聴の皆様からのご意見等を受け付けることはできません。また、発言や拍手などにより、公然と意見を表明することはご遠慮ください。  
（お配りしているアンケートで、傍聴の皆様のご意見をお伺いすることとしていますので、ご了承ください）
  - 会場内では、飲食や喫煙はご遠慮ください。  
（施設内は全面禁煙ですので、喫煙は施設外の喫煙コーナーをお願いします）
  - トイレのご利用は、2階をお願いします。
  - 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切りください。
  - メモ・写真撮影は構いませんが、事業評価作業の妨げとならないようお願いします。  
ビデオ撮影については、受付で許可を受け、指定された場所で行ってください。
  - その他、会場の秩序を乱し、または、事業評価作業の支障となるような行為をしないでください。注意事項を守らない方は、ご退場いただくことがあります。
- ※ 事業評価の判定結果が、本市の最終判断ではありませんのでご留意ください。  
評価での議論や判定結果は、今後の事務事業の見直しの際の参考とするものです。

公開事業評価スケジュール

予定時間	事業 No.	事業名等	担当
8:30 ~	—	受付開始	—
9:00 ~ 9:15	—	開会 あいさつ 概要説明	—
9:20 ~ 10:00	1	ゆめづくり推進事業	市民政策局 地域政策課
10:05 ~ 10:45	2	社会福祉団体活動助成事業	健康福祉局 健康福祉総務課
10:45 ~ 10:55	—	休憩	—
10:55 ~ 11:35	3	在宅高齢者家族支援事業	健康福祉局 長寿福祉課
11:40 ~ 12:20	4	農業団体育成事業	創造都市推進局 農林水産課
12:20 ~ 13:15	—	昼食休憩	—
13:15 ~ 13:55	5	観光イベント振興事業	創造都市推進局 観光交流課
14:00 ~ 14:40	6	住宅建築物耐震改修等事業	都市整備局 建築指導課
14:40 ~ 14:50	—	休憩	—
14:50 ~ 15:30	7	放置自転車等対策事業	都市整備局 都市計画課
15:35 ~ 16:15	8	コミュニティセンター等講座事業	教育局 生涯学習センター
16:20 ~ 16:30	—	評価結果発表 閉会	

※ 評価作業の進捗状況により、時間が前後することがあります。

評 価 体 制

役 割 分 担	氏 名	所 属 等
総合司会者	肥塚 肇雄	香川大学法学部 教授
評 価 者 (高松市行財政改革 推進委員会委員)	生嶋 暹	公募委員
	石田 雄士	高松市コミュニティ協議会連合会 事務局長
	小野 美津子	高松市婦人団体連絡協議会 副会長
	葛西 優子	高松市PTA連絡協議会 相談役
	木村 大三郎	香川経済同友会 特別幹事
	後藤 英之	公認会計士
	鈴木 敦子	公募委員
	松木 健吉	高松商工会議所 常務理事
	村山 卓	香川大学大学院 地域マネジメント研究科 教授
	吉井 幸子	社会保険労務士・行政書士
市民評価者	無作為抽出した市民の方から募集 午前・午後で各20名以内	

(五十音順・敬称略)

# 評価会場の配置

生涯学習センター 2階 大研修室

東側

総合司会者

評価者

評価者

説明者控席

市事業説明者

市民評価者

市民評価者

傍聴席

出入口

西側

## 公開事業評価の概要

市民サービスの質の向上や業務のより一層の効率化に向け、事務事業の見直しを積極的に行っていくため、市民の方々から、見直しの方向性について意見をいただく場として、「公開事業評価」を実施します。

公開事業評価の成果を踏まえ、事業の廃止・改善による経費削減、事業の拡大による事業内容の向上など、一層の行財政改革に、鋭意、取り組むとともに、職員の意識改革や、市政の情報公開の徹底、市民への説明責任の全うなどを一層推進します。

### <公開事業評価対象事業>

平成26年度事務事業評価結果で、今後の方向性が継続となっているもののうち、一般財源1,000万円以上かつソフト的な事務事業から、高松市行財政改革推進本部会<sup>※1</sup>において、市民の視点で今後の方向性を議論することが有意義と考えられる21事業を選定し、高松市行財政改革推進委員会委員<sup>※2</sup>の意見を踏まえ、評価対象8事業を決定しました。

### <実施方法>

- (1) 評価・判定体制  
総合司会者1名、評価者<sup>※3</sup>10名以内（高松市行財政改革推進委員会委員）  
市民評価者<sup>※4</sup>無作為抽出した市民の方から募集 午前・午後で各20名以内
- (2) 評価・判定作業  
1事業当たりの所要時間を40分程度として、次の手順で評価・判定を行う。
  - ①事務事業評価表等を基に、当該事業担当所属長等から要点等の説明（5分程度）
  - ②評価者による質疑応答・議論（20分程度）
  - ③判定結果の集計（5分程度）
  - ④判定結果と総合司会者のコメント（5～10分程度）
- (3) 判定区分  
事業の説明や評価者の議論を聞いた上で、市民の立場から次の5つの区分で判定を行った上、評価者・市民評価者による判定を集計し、最多数を占めた区分を判定結果とします。  
ただし、最多数が同数の場合は、総合司会者が判定を決定します。  
A 拡充、B 継続、C 改善継続、D 縮小、E 廃止  
※判定結果が、本市の最終判断ではありませんのでご注意ください。  
判定結果や議論内容を、今後の事業見直しの参考とするものです。

※1 高松市行財政改革推進本部会  
自主的かつ効果的に行財政改革を推進していくため設置された庁内組織。

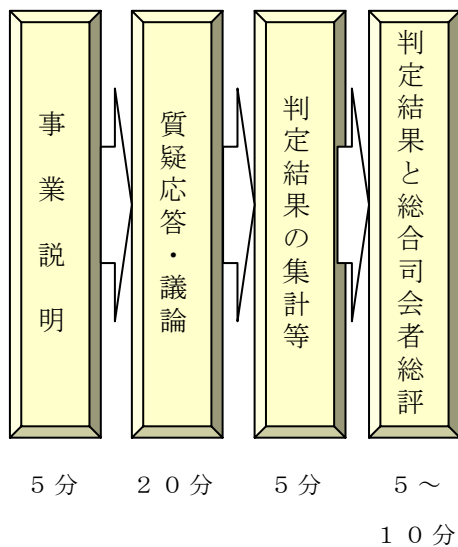
※2 高松市行財政改革推進委員会委員  
市政に関し、識見を有する者（経済・市民団体推薦者、学識経験者、公募者）のうちから、市長が委嘱した者。

※3 評価者  
対象事業について、質疑や議論を実施し、事業の判定を行う者。高松市行財政改革推進委員会委員。

※4 市民評価者  
市と評価者による質疑応答や議論を聞いた上で、事業の判定を行う者。無作為抽出した2,000名の市民の方から参加希望者を募集。



## 公開事業評価作業の流れと判定区分



区分	視 点
A 拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市民のニーズや社会情勢から、事業を拡大すべき</li> <li>② 事業費を拡大することで、成果のさらなる向上が見込める</li> <li>③ 事業の内容（対象・給付額等）を拡大することで、成果のさらなる向上が見込める</li> </ul>
B 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 十分な成果を上げており、現状どおり事業を継続することが事業目的の達成につながる</li> <li>② 現状どおり事業を継続することが市民から求められている</li> </ul>
C 改善継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業の対象や、手段・意図を見直すことで、成果が向上する</li> <li>② 事業の手法・内容に改善の余地がある</li> <li>③ 民間委託・指定管理者制度の導入等を検討すべき</li> <li>④ 自主財源確保（受益者に負担を求める等）をすべき</li> </ul>
D 縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事業費を削減しても、成果および市民サービスの低下につながらない</li> <li>② 市民サービスの対象や内容が不必要に過大である</li> <li>③ 社会状況の変化や厳しい財政状況を踏まえ、事業規模を縮小すべき</li> </ul>
E 廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 市が実施することが適当でない、あるいは必要性が低い</li> <li>② 事業の目的が内容に合っていない、あるいはそもそも事業の必要性が低い</li> <li>③ 成果がなく、効果的な改善も見込めない</li> <li>④ 廃止しても市民サービスの低下につながらない</li> <li>⑤ 新たに創設された制度により、事業の必要性が低下した</li> </ul>

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	高松市ゆめづくり推進事業	事業開始年度	平成23年度														
上位施策名	地域コミュニティの自立・活性化	担当局	市民政策局														
根拠法令等	高松市ゆめづくり推進事業実施要綱	担当課	地域政策課														
実施の背景	平成21年度から実施していた「地域ゆめづくり提案事業」は、予算の制約により、採択される協議会数が限られていたことや、事業内容もソフト事業に限定されていたことから、すべての協議会からの提案が実施できるようにとの、地域からの要望を踏まえ、対象事業や補助額を見直し、新たな事業として23年度から実施しているもの。																
目的 (どのような状態にしたいのか)	地域コミュニティが、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組む機会を創出することにより、地域コミュニティ活動の更なる活性化と、地域コミュニティ組織の基盤強化を図ることを目的とする。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	「高松市地域コミュニティ協議会の認定に関する規則」第2条第1項の規定により、市長の認定を受けた、地域コミュニティ協議会又はその連合体															
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	<p>地域コミュニティ協議会として、地域特有の課題に、住民みずから対応する契機をつくるとともに、取組の過程において、多くの住民が関わることにより、地域コミュニティの更なる活性化と、組織の基盤強化を図るため、地域の自主性・主体性を生かし、地域課題の解決等につながる事業に対して補助金を交付する、地域提案型の補助事業である。</p> <p>補助金額：対象経費に対して、年額100万円を上限とする</p>															
	関連事業 (同一目的事務事業等)																
コスト		26年度(予算)		25年度(決算)		24年度(決算)		23年度(決算)									
	事業費合計	24,485	千円	22,088	千円	21,361	千円	12,250	千円								
	事業費内訳 (平成25年度分)	〈負担金、補助及び交付金〉 ゆめづくり推進事業へ補助(24地区分)：22,073千円 〈報償費〉 事業成果報告会の開催(講師謝金 毎年3月上旬)：15千円															
	人件費	1.0	人	7,240	千円	1.0	人	7,240	千円	1.0	人	7,443	千円	1.0	人	7,560	千円
	総事業費	31,725	千円	29,328	千円	28,804	千円	19,810	千円								
財源内訳	国県支出金		千円		千円		千円		千円								
	地方債		千円		千円		千円		千円								
	その他特財		千円		千円		千円		千円								
	その他特財の内容																
	一般財源	31,725	千円	29,328	千円	28,804	千円	19,810	千円								
財源合計	31,725	千円	29,328	千円	28,804	千円	19,810	千円									

## 平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	高松市ゆめづくり推進事業			事業開始年度	平成23年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	地域コミュニティ協議会総数	地区	44	44	44	
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	地域コミュニティ協議会への補助金交付件数	地区	24	25	18	
成果目標 (目標設定理由等)	<p>すべての地域コミュニティ協議会が、ゆめづくり推進事業を実施することにより、地域コミュニティ協議会の更なる活性化・基盤強化を図る。</p> <p>地域コミュニティ協議会への補助金交付目標件数：44地域コミュニティ協議会</p>					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	事業提案した地域コミュニティ協議会数(累計)	件	32	29	18	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>すべての地域コミュニティ協議会において事業実施ができるよう、内容を見直し、拡充したことにより、多くの協議会で事業実施の検討が行われ、協議会内でのコミュニケーションや活動が活発化している。</p> <p>引き続き、全ての地域で、順次事業を実施、又は実施に向けた検討をしていただくことにより、地域コミュニティ組織の更なる活性化と基盤強化に努め、地域力の底上げや地域の絆を大切に意識の醸成を図っていく。</p> <p>また、未実施地域については、本事業の主旨を理解していただき、積極的な活用を働き掛ける。</p>					
住民意向分析	住民同士で、地域の課題や未来構想について議論することで連帯感が生まれ、地域の魅力再発見や、まちづくりへの参画意識の向上につながっている。					
類似都市の状況	同様の事業は、他都市ではあまり例がない。					
備考						

## ゆめづくり推進事業

### ○ゆめづくり推進事業とは

平成21年度から実施していた「地域ゆめづくり提案事業」の対象事業や補助額を見直し、23年度から、新たに実施している地域提案型の補助事業である。

★事業主体 全ての地域コミュニティ協議会又はその連合体

★事業期間 単年度（4月1日から翌年3月31日）

★補助金額 1協議会当たり対象経費の100万円を上限

※これまでの実績等

(地区数)

年 度	23年度 (実績)	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (予定)
ゆめ推進	18	25	24	26

### ○事業の目的

地域コミュニティが、自主的・主体的にまちづくりに取り組むきっかけづくりをすることで、地域の活動を活性化することにより、組織基盤を強化することを目的とする。

#### ★提案する過程が重要！

地域コミュニティ協議会が地域の中心となり、まちづくりを担うためには、地域の意見を集約し、意思決定する力が必要であるため、地域で一つの事業を決定する際、どれだけの人間が関わり、どのような話し合いを行ったかが重要である。

#### ★地域特有の課題に、住民自らが取り組むことが重要！

使い道が限定されている補助金と違い、地域特性に合ったオリジナルな事業実施が可能である。

### ○事業審査のポイント

★地域コミュニティ協議会が、自主的かつ主体的に取り組める事業であること

★公益性があり、地域課題の解決・改善につながる事業であること

★広く住民に開かれた事業であること

### ○事業決定のポイント

#### ①地域の課題を見つける

↓ 広く住民からの意見を聴くことにより、地域で課題や問題になっていることなど、情報収集を行う。

↓ (例；住民アンケートの実施、単位自治会長からの意見聴取など)

#### ②目的や目標を設定する

↓ 見えてきた課題を解決するためには、今後どうすべきか、どのような地域を目指したいのか、事業の中心軸を決める。

#### ③具体的な対応策を考える

地域の課題を解決し、目的を達成するための具体的な取組を考える。「あれもこれも」ではなく、事業の中心軸から外れない、実現可能な取組を取捨選択する。

# ゆめづくり推進事業

## ○平成25年度実施事業事例

川添校区

### 【久米の里山再発見！ 自然の恵みを守り育むまちづくり】

地域住民に親しまれている久米山を、幅広い世代の住民の憩いの場とするため、ハイキングコースや展望台などを整備しました。



十河校区

### 【「15日はそごうの日」 プロジェクト】

地域全体であいさつ運動に取り組み、世代間の交流の輪を広げるとともに、手作りのドミノ倒しを行い、地域の連帯感の強化を図りました。



新塩屋町地区

### 【地域でサポート子育て事業】

旧新塩屋町小学校のコミュニティルームを活用して、子育て中の親が不安や悩みなどを共有できる場をつくり、子育ての拠点としました。



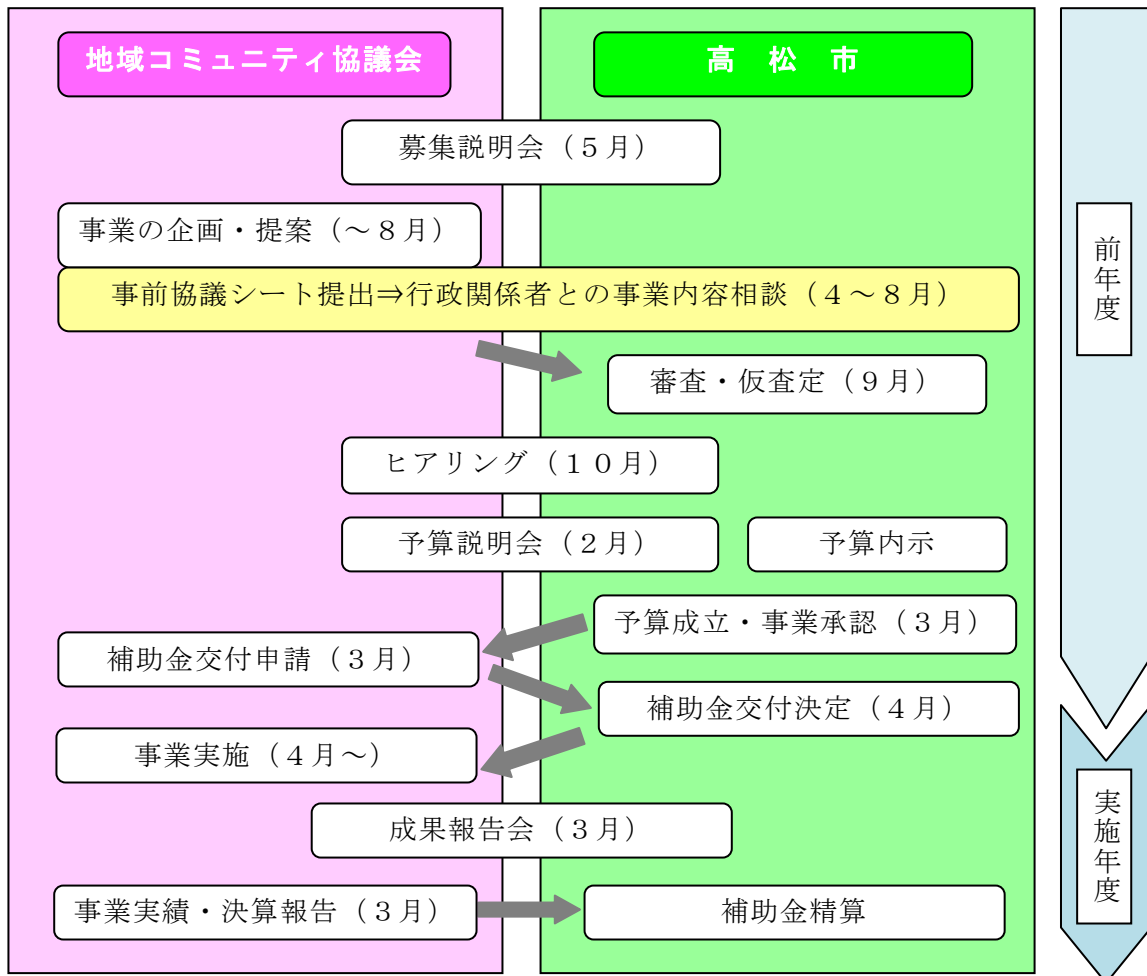
多肥地区

### 【多肥地区防災・減災推進事業】

災害に対して、自分の身は自分で守ることを目的に、防災講習、防災マップの作成などを通して、住民の危機意識を高めました。



## ○提案から実施までの流れ



平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		社会福祉団体活動助成事業(高松市社会福祉協議会)				<b>事業開始年度</b>		昭和38年度									
<b>上位施策名</b>		みんなで支え合う地域福祉の推進				<b>担当局</b>		健康福祉局									
<b>根拠法令等</b>		社会福祉法 高松市社会福祉法人助成条例 高松市補助金等交付規則				<b>担当課</b>		健康福祉総務課									
<b>実施の背景</b>		高松市社会福祉協議会は、各種社会福祉団体の連絡調整や社会的弱者対策の推進、地域福祉活動の充実など、公益性、公共性の高い事業を実施し、社会福祉の増進に寄与している。															
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		高松市社会福祉協議会が実施する、行政では対応が難しい福祉需要への多様な取組みや活動を促進するために、財政支援を行うことで、地域福祉の推進と充実を図る。															
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	市民															
	<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金															
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	高松市社会福祉協議会への財政支援として、法人運営事業(人件費)、会館等管理事業(施設管理費)及び地域福祉活動事業に対して補助することにより、地域福祉の推進を図る。 ①法人運営事業 本所及び支所の正規職員、嘱託職員に係る人件費の一部補助 ②会館等管理事業 高松市社会福祉協議会4施設(本所、牟礼支所、香川支所、香南支所)の施設管理費の一部補助 ③地域福祉活動事業 高松市社会福祉協議会が地域福祉の推進のために実施する事業のうち、日常生活自立支援事業、地区社協広報紙発行事業、心配ごと相談事業の3事業に対して一部補助															
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)																
<b>コスト</b>		26年度(予算)		25年度(決算)		24年度(決算)		23年度(決算)									
	<b>事業費合計</b>	127,530	千円	125,916	千円	124,055	千円	147,024	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成25年度分)	<負担金、補助及び交付金> ①法人運営事業(人件費:正規職員(17人)嘱託職員(14人)) 109,765千円 ②会館等管理事業費 11,293千円 ③地域福祉活動事業 4,858千円															
	<b>人件費</b>	0.55	人	3,982	千円	0.55	人	3,982	千円	0.51	人	3,796	千円	0.5	人	3,780	千円
	<b>総事業費</b>	131,512	千円	129,898	千円	127,851	千円	150,804	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>地方債</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財の内容</b>																
	<b>一般財源</b>	131,512	千円	129,898	千円	127,851	千円	150,804	千円								
<b>財源合計</b>	131,512	千円	129,898	千円	127,851	千円	150,804	千円									

## 平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	社会福祉団体活動助成事業(高松市社会福祉協議会)			事業開始年度	昭和38年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	市民	人	426,707	426,712	426,718	
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	高松市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動事業数	件	28	27	25	
	(参考) 日常生活自立支援事業(相談件数)	件	6,082	3,721	3,876	
	(参考) 地区社協広報紙発行事業(発行地区数)	地区	29	29	28	
	(参考) 心配ごと相談事業(相談件数)	件	268	338	342	
成果目標 (目標設定理由等)	地域における相互扶助機能が低下する中、今後とも、地域で安全に安心して暮らし続けられるよう、きめ細やかな支援を行い、ますます複雑・多様化する福祉ニーズに対応し、市民満足度を向上させる。					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	「みんなで支え合う地域福祉の推進」施策に対する市民満足度	%	17.3	18.1	14.6	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	高松市社会福祉協議会に対して財政支援を行うことで、行政では対応が難しい福祉需要の多様な取組みを促進し、公益性の高い事業を実施することで成果を挙げている。しかしながら、本市の厳しい財政状況を踏まえ、補助金の見直しを継続して行うとともに、本市の施策目標に沿った効果的な事業運営が図られるよう、助言を行っていく。					
住民意向分析	高松市社会福祉協議会が実施する事業は、市民ニーズも高く地域福祉の担い手として大きな役割を果たしている。					
類似都市の状況	中核市の平均社会福祉協議会運営費補助額(H24年度) 112,596(千円) ※函館市が実施したアンケート調査結果より抜粋(H25.9月実施)					
備考	平成24年度から補助基準の見直しを行い、約15%補助金を削減した。その後も、見直しについて継続協議している。					

## 社会福祉団体活動助成事業（高松市社会福祉協議会）

### 【社会福祉協議会】

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき、都道府県・市区町村に設置されている。

### 【高松市社会福祉協議会の概要】

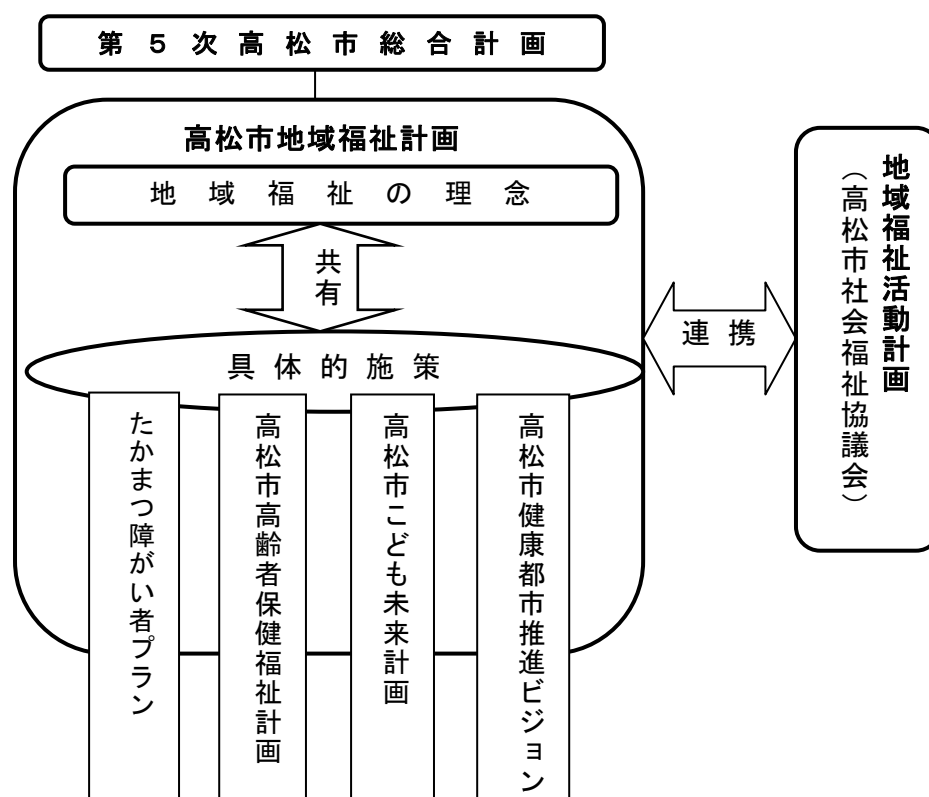
昭和26年社会福祉事業法（現社会福祉法）の施行に伴い、高松市社会福祉協議会が発足し、昭和38年に認可を得て社会福祉法人となった。その後、本市と近隣6町との合併に併せて、塩江町・牟礼町・庵治町・香川町・香南町・国分寺町社会福祉協議会と合併し、行政と連携を図りながら地域福祉向上のため、各種事業を展開している。

### 【職員数内訳（H25.4.1）】

区分	人数(人)
正規職員	17
常勤嘱託職員	122
非常勤職員	324
計	463

### 【本市との高松市社会福祉協議会の連携】

本市が地域福祉の推進のために策定している「高松市地域福祉計画」と、高松市社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」と相互に連携を図り、地域福祉の充実に取り組んでいる。





## 社会福祉団体活動助成事業（高松市社会福祉協議会）

### 【高松市社会福祉協議会への健康福祉総務課からの補助額推移】

（千円）

年度	平成25年度 （決算）			平成24年度※ （決算）			平成23年度 （決算）		
	事業費	補助額	%	事業費	補助額	%	事業費	補助額	%
法人運営事業 （人件費）	166,539	109,765	66	166,782	107,160	64	168,543	120,703	72
会館等管理事業	31,528	11,293	36	33,027	11,993	36	29,727	20,938	70
日常生活 自立支援事業	21,263	2,760	13	15,836	2,760	17	15,649	2,760	18
地区社協 広報紙発行事業	2,900	1,250	43	2,900	1,250	43	2,800	1,250	45
心配ごと相談 事業	2,273	848	37	2,348	892	38	2,778	1,123	40
福祉啓発ポスター 募集事業	※23年度で事業終了						500	250	50
計	224,503	125,916	56	220,893	124,055	56	219,997	147,024	67

※平成24年度から高松市社会福祉協議会における運営体制の効率的見直しや、経営改善努力の経過を踏まえ、補助基準を見直し、約15%補助金を削減した。

### 【参 考】 高松市社会福祉協議会の実施する地域福祉活動事業

高松市社会福祉協議会は、支え合う地域づくり、担い手づくり、住民の立場に立った福祉サービスの提供等を目標に掲げ、地域福祉の推進のため以下のような事業に取り組んでいる。

（平成25年度）

<b>①地域づくり（10事業）</b>			
1	地区社協組織の活動基盤強化事業	6	小地域見守りネットワーク事業
2	地域福祉活動促進事業	7	地区社協パワーアップ講座事業
3	<b>地区社協広報紙発行事業（補助）</b>	8	高齢者と地域の交流事業（委託）
4	ふれあい・いきいきサロン推進事業	9	敬老会事業（委託）
5	子育てふれあいサロン・三世代交流事業	10	ひとり親家庭等日常生活支援事業（委託）
<b>②担い手づくり（3事業）</b>			
1	ボランティア活動団体に対する育成・支援	3	災害ボランティア活動の推進
2	ボランティア活動保険の普及		
<b>③啓発事業（4事業）</b>			
1	社会福祉大会事業	3	地域福祉フォーラム開催事業
2	広報紙の発行等啓発事業	4	福祉出前講座事業
<b>④自立支援の推進（6事業）</b>			
1	<b>日常生活自立支援事業（補助）</b>	4	生活福祉資金貸付・臨時特例つなぎ資金貸付事業
2	法人成人後見事業	5	たすけ合い金庫貸付事業
3	老人介護支援センター事業（委託）	6	<b>心配ごと相談事業（補助）</b>
<b>⑤福祉サービス（5事業）</b>			
1	会員制による在宅福祉サービス事業（補助）	4	高齢者生きがいデイサービス事業（委託）
2	身体障害者訪問入浴事業（委託）	5	買い物支援サービス事業
3	車いす貸与事業		

太字は、健康福祉総務課の補助事業

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	在宅高齢者家族支援事業 (在宅寝たきり高齢者等介護見舞金)			事業開始年度	平成2年度												
上位施策名	高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進			担当局	健康福祉局												
根拠法令等	高松市在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給要綱			担当課	長寿福祉課												
実施の背景	高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加傾向にあることから、順次、在宅福祉サービスが開始される中、寝たきり高齢者等を介護する人への支援として、平成2年度より本事業がスタートした。																
目的 (どのような状態にしたいのか)	介護見舞金を支給することにより、寝たきり高齢者等を常時介護している方を支援し、労をねぎらうことで、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けられるようにする。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	要介護状態区分が要介護4又は5である寝たきり高齢者等と同居し、在宅で常時介護している方(寝たきり高齢者等、介護者ともに市内に1年以上住所を有していること)															
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	介護者が提出する、民生委員・介護支援専門員等の証明を受けた申請書に基づき、その内容を精査し、毎年9月及びその翌年の3月にそれぞれ支給要件の該当月分までを支給する。  支給額：寝たきり高齢者等一人につき月額6,000円															
	関連事業 (同一目的事務事業等)																
コスト	26年度(予算)		25年度(決算)		24年度(決算)		23年度(決算)										
	事業費合計	58,752	千円	50,136	千円	50,682	千円	88,884	千円								
	事業費内訳 (平成25年度分)	【扶助費】在宅寝たきり高齢者等介護見舞金 50,136千円															
	人件費	0.5	人	3,620	千円	0.5	人	3,620	千円	0.5	人	3,721	千円	0.5	人	3,780	千円
総事業費	62,372		千円		53,756		千円		54,403		千円		92,664		千円		
財源 内訳	国県支出金			千円				千円				千円				千円	
	地方債			千円				千円				千円				千円	
	その他特財			千円				千円				千円				千円	
		その他特財の内容															
	一般財源	62,372		千円		53,756		千円		54,403		千円		92,664		千円	
財源合計	62,372		千円		53,756		千円		54,403		千円		92,664		千円		

## 平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	在宅高齢者家族支援事業 (在宅寝たきり高齢者等介護見舞金)		事業開始年度	平成2年度	
対 象 数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	介護保険要介護(4、5)認定者数	人	4,924	4,344	4,555
	介護保険要介護(4、5)認定者数(在宅)	人	2,786	2,186	2,400
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	在宅寝たきり高齢者等介護見舞金支給人数	人	884	888	1,423
成果目標 (目標設定理由等)	<p>・在宅認定者率(要介護4、5) 目標値 55%程度の維持 (在宅認定者率=要介護4、5認定者のうち、在宅介護が可能な条件のそろう介護者がいる率でもあり、この比率が維持できることが、高齢者が住み慣れた地域で安心安全に暮らし続けられていることにつながるため)</p>				
成 果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	在宅認定者率(要介護4、5)	%	56.6	50.3	52.7
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>平成2年から実施していた本事業であるが、年々事業費が増大していたことに加え、身体要件についても支給基準があいまいであったため、平成24年度に事業の見直しを行い、現在に至る。 今後も引き続き、高齢者を介護する家族支援を継続することにより、高齢者の、住み慣れた在宅での生活を支援する。</p>				
住民意向分析	<p>平成25年度に実施した「高齢者の暮らしと介護についてのアンケート」において、必要である(「今後も必要である」、「どちらかといえば必要である」を合わせた割合)と回答した人が約77%となっている。</p>				
類似都市の状況	別紙のとおり				
備 考					

## 在宅高齢者家族支援事業 （在宅寝たきり高齢者等介護見舞金）

### 1 事業概要

**目的** 在宅の寝たきり高齢者又は認知症高齢者を常時介護している者に対し、介護見舞金を支給することにより、介護者の日常生活の負担軽減を図り、もって高齢者福祉の増進に寄与する。  
(要綱第1条)

**定義** 「寝たきり高齢者等」  
(1) 市内に1年以上住所を有する65歳以上の在宅の者  
(2) 要介護状態区分が要介護4又は要介護5のいずれかに該当する旨の認定を受け、その効力を有する期間内にあること。  
「介護者」  
(1) 市内に1年以上住所を有する者  
(2) 寝たきり高齢者等と同居する者で、寝たきり高齢者等を在宅で常時介護している者。ただし、寝たきり高齢者等と別居し、1日のうち半日以上常時介護している者は、同居しているものとみなす。  
(要綱第2条)

**支給内容** 見舞金は、寝たきり高齢者等を介護した期間について、毎年9月及びその翌年の3月にそれぞれ当該月分までを支給する。  
支給額・・・寝たきり高齢者等1人につき月額 6,000円  
ただし、月の中途において受給資格が発生し、又は消滅した場合の介護期間は、それぞれ1か月とみなす。  
1か月以上の入院や半月以上のショートステイ利用は、届け出により受給対象外とする。  
(要綱第4条)

### 2 今までの経緯と現状

年 度	内 容
平成2年	事業開始。寝たきり、認知症高齢者を在宅で介護している者に対し、年額2万円を給付。所得要件は、生計中心者の前年分所得が700万円以下。民生委員の証明が必要。
平成5年度	年額4万円に増額。
平成6年度	月額5千円（年額6万円）に増額。生計中心者の前年分所得を800万円とし、対象者を拡大。
平成10年度	月額6千円（年額7万2千円）に増額。
平成20年度	証明者に医師を追加。

高齢者人口の増加により、年々事業費が増大していたことに加え、支給基準があいまいであったことなどから、平成24年度、事業の見直しを行った。

## 在宅高齢者家族支援事業（在宅寝たきり高齢者等介護見舞金）

### 見直し前

支給年額 72,000円  
 所得要件 生計中心者の前年所得が800万以下  
 高齢者の身体要件 6か月以上寝たきりか認知症等  
 証明 身体要件と同居の事実について、  
 民生委員又は医師が証明

平成23年度事業費  
88,884千円

### 見直し後

支給年額 72,000円  
 所得要件 なし  
 高齢者の身体要件 要介護状態区分が要介護4又は5  
 証明 同居の事実について、民生委員、介護  
 支援専門員、地域包括支援センター  
 職員、老人介護支援センター  
 職員が証明

平成24年度事業費  
50,682千円

所得要件については、本事業の目的が介護者の日常生活の負担軽減（労をねぎらう）を図ることであるため、事業の見直し時に廃止した。

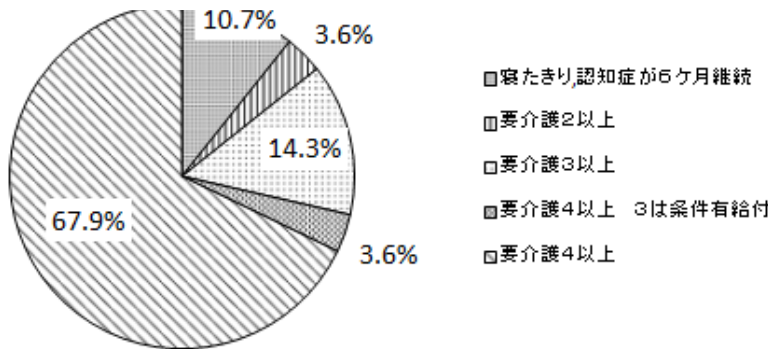
### 3 他市の状況

平成23年2月に実施した中核市（近隣市である徳島市を含む40市）に対する調査

#### 1. 寝たきり高齢者等介護見舞金支給制度の有無

同様の制度を実施しているのは、回答のあった40市中28市であった。（70%の市で実施）

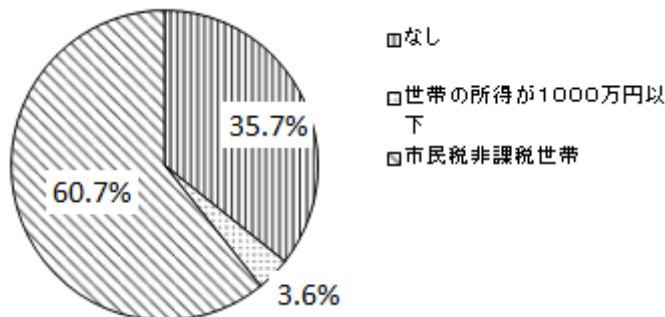
#### 2. 身体要件



身体要件	都市数
寝たきり認知症が6ヶ月継続	3
要介護2以上	1
要介護3以上	4
要介護4以上 3は条件有	1
要介護4以上	19
計	28

制度のある市のうち、身体要件を要介護4としている市が67.9%を占めており、要介護3以上（要介護3については条件有の市を含む）としている市が85.7%であった。

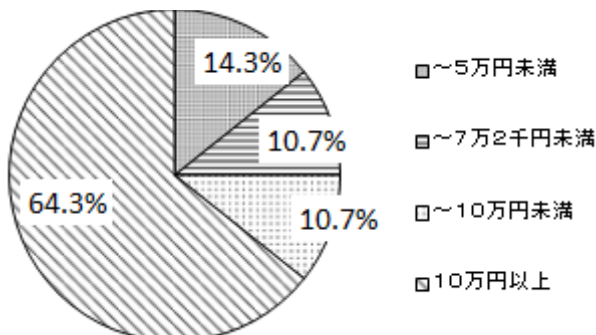
#### 3. 所得要件



所得要件	都市数
なし	10
世帯の所得が1000万円以下	1
市民税非課税世帯	17
計	28

所得制限なしの市が制度のある市のうち35.7%、市民税非課税世帯の限定しているのが60.7%であった。

#### 4. 支給金額（年額）



支給金額(年額)	都市数
~5万円未満	4
~7万2千円未満	3
~10万円未満	3
10万円以上	18
計	28

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		農業団体育成事業				<b>事業開始年度</b>		不明									
<b>上位施策名</b>		農林水産業の振興				<b>担当局</b>		創造都市推進局									
<b>根拠法令等</b>						<b>担当課</b>		農林水産課									
<b>実施の背景</b>		農業については、農畜産物の輸入拡大に伴う価格の低迷、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加など非常に厳しい状況下にある。															
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		農業関係機関・団体等との連携による支援や生産技術の向上等により、地域農業の総合的振興・発展を図る。															
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	農業者															
	<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金															
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	1 農業振興・推進活動を行う農業関係機関・団体に、補助金等を交付 2 農業生産拡大・推進活動を行う農業団体等に、補助金を交付 3 農作物の各種共進会・品評会に対して市長賞等を交付し、生産技術の向上を図る。  <b>事業区分</b> (1) 農業団体育成費 (2) 園芸団体育成費 (3) 農業振興指導事務費 (4) 園芸振興指導事務費  (各事業の内容は別紙のとおり)															
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)																
<b>コスト</b>		26年度(予算)		25年度(決算)		24年度(決算)		23年度(決算)									
	<b>事業費合計</b>	14,011	千円	13,956	千円	13,406	千円	15,248	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成25年度分)	(1) 農業団体育成費 8,350千円 (2) 園芸団体育成費 3,172千円 (3) 農業振興指導事務費 2,045千円 (4) 園芸振興指導事務費 389千円  (各事業の内訳は別紙のとおり)															
	<b>人件費</b>	1.0	人	7,240	千円	1.0	人	7,240	千円	1.5	人	11,165	千円	1.5	人	11,340	千円
	<b>総事業費</b>	21,251	千円	21,196	千円	24,571	千円	26,588	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>		千円		千円	100	千円		千円								
	<b>地方債</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財の内容</b>																
	<b>一般財源</b>	21,251	千円	21,196	千円	24,471	千円	26,588	千円								
<b>財源合計</b>	21,251	千円	21,196	千円	24,571	千円	26,588	千円									

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート					
事務事業名	農業団体育成事業			事業開始年度	不明
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	農業生産者数	人	15,383	15,397	15,000
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	補助金交付件数	件	9	7	7
成果目標 (目標設定理由等)	農業生産振興の成果指標として、市内で生産された野菜の出荷量（農協出荷量）を設定。 [目標：1,850t]				
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度
	高松市内の野菜総出荷量	トン	1,756	1,999	1,817
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>事業の実施状況については、対象団体の活動内容により、補助金の見直し等を行っている。</p> <p>課題については、TPP農業交渉問題など、輸入農産物の拡大が想定されており、さらなる農業生産構造の強化、高品質で商品価値のある作物の生産が求められている。</p> <p>今後の事業方針については、各農業関係機関等との緊密な連携の下、生産振興を推進するほか、農業生産を維持拡大するため、各種団体の運営支援により、地域農業の総合的振興及び発展を図る。</p>				
住民意向分析	環境に配慮した農業生産、安全・安心な農産物の安定供給が求められている。				
類似都市の状況	本市と同様に各種農業団体に対する支援が行われている。（補助率：定額、1/2以内、2/3以内等）				
備考					

## 農業団体育成事業

### 1 事業の構成

農業団体育成事業は、次の4つの予算項目から構成されています。

- (1) 農業団体育成費
- (2) 園芸団体育成費
- (3) 農業振興指導事務費
- (4) 園芸振興指導事務費

### 2 事業の内容（平成25年度実績）

#### (1) 農業団体育成費

農業振興・推進活動等を行う農業関係機関・団体に、補助金を交付

対象団体の主な目的・活動内容等	組織の主な構成員	対象団体数	事業費(千円)	補助率	備考
①農作物の共進会・品評会の開催、担い手農業者・新規就農者支援	農協、農業共済組合、県、農業者、市	1	1,951	1/2	
②農村地域での男女共同参画社会の実現、都市住民との交流の推進	女性農業者	2	410	1/2	
③農作物等の共済制度(災害補償)の実施	法人	1	5,089	定額	国の災害対策の一環
④認定農業者の連携促進、研修活動	担い手農業者(認定農業者)	1	900	1/2	
計		5	8,350		

※ 認定農業者とは：農業経営基盤強化促進法に基づく制度で、農業者が地域の実情に即し効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする農業経営改善計画を作成し、市長の認定を受けた者（H25年度末の認定農業者数：291経営体）

#### (2) 園芸団体育成費

園芸品目の農業振興・推進活動等を行う農業団体及び生産拡大・推進活動を行う農業団体に、補助金を交付

対象団体の主な目的・活動内容等	組織の主な構成員	対象団体数	事業費(千円)	補助率	備考
①県内のお茶の生産振興	農協、県、お茶生産者、市町	1	117	定額	市町負担金
②県内の盆栽の生産振興	農協、県、盆栽生産者、市	1	50	定額	市町負担金
③盆栽の生産振興	盆栽生産者	3	3,005	定額	
計		5	3,172		



## 農業団体育成事業

### (3) 農業振興指導事務費

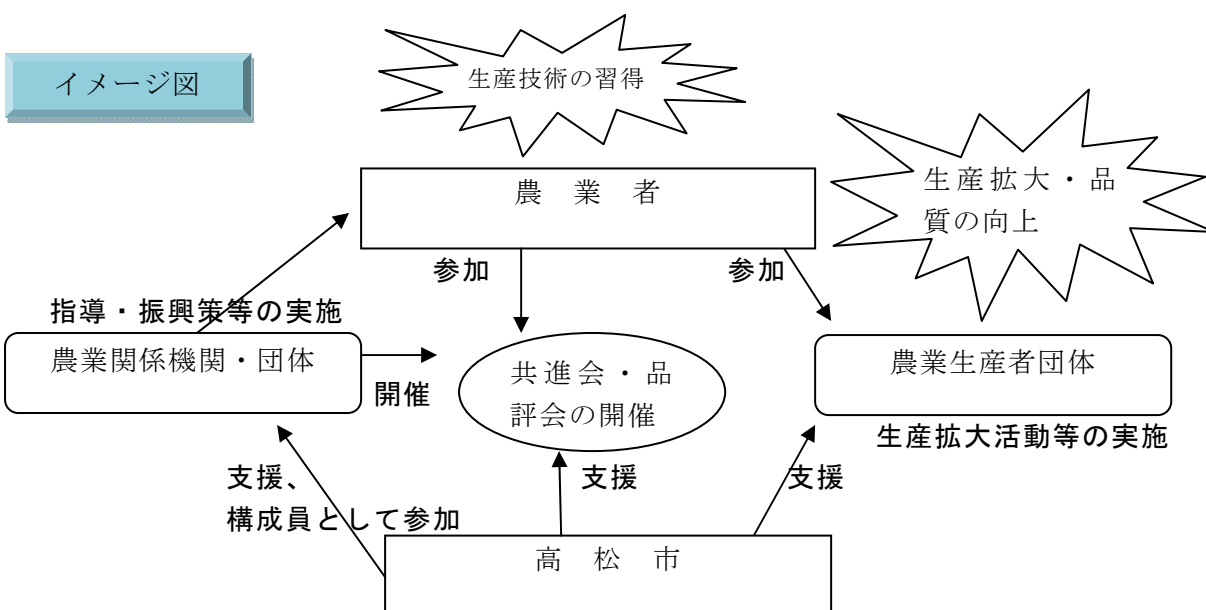
イベントにおける地域農産物の消費拡大、農業生産技術の普及・農業生産資材の適正処理の推進を行う農業団体に、補助金を交付

対象団体の主な目的・活動内容等	組織の主な構成員	対象団体数	事業費(千円)	補助率	備考
①地域農産物の消費拡大	地域住民	1	700	委託	
②農業生産技術の普及	農協、県、市町	1	430	定額	市町負担金
③農業生産資材の適正処理の推進	農協、県、市	1	900	定額	
④その他事務費			15		
計		3	2,045		

### (4) 園芸振興指導事務費

各種共進会・品評会に対する賞金・副賞・賞状の交付

事業の内容	件数	事業費(千円)	備考
①各種共進会・品評会に対する賞金・副賞	14	241	
②各種共進会・品評会に対する賞状作成料	16	77	
② その他事務費		71	
計	—	389	



平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		観光イベント振興事業				<b>事業開始年度</b>		平成18年度									
<b>上位施策名</b>		地域性豊かな特色ある観光資源の創造				<b>担当局</b>		創造都市推進局									
<b>根拠法令等</b>						<b>担当課</b>		観光交流課									
<b>実施の背景</b>		地域のまつり等は、その地域住民の生活の場で生まれ、受け継がれてきたものであり、地域固有の歴史と文化を反映した貴重な観光資源となっている。一方で、これらのまつり等を地域住民等の自主的な財源のみで実施する事は困難である。															
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		旧合併町における地域のまつり等が、魅力あるイベントとして継続して実施されることで、多くの方に地域固有の歴史や文化が発信され、これらを生かした観光客の誘致が図られる。															
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	訪れる市民・観光客															
	<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助金															
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	旧合併町における地域のまつり等の主催団体に対し、事業補助を行う。															
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)																
<b>コスト</b>		26年度(予算)		25年度(決算)		24年度(決算)		23年度(決算)									
	<b>事業費合計</b>	34,861	千円	34,771	千円	34,534	千円	34,433	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成25年度分)	<b>【補助金等】</b> ①地域のまつり等開催補助金(8団体、11件) 34,705千円 ②その他 66千円															
	<b>人件費</b>	1.0	人	7,240	千円	1.0	人	7,240	千円	1.0	人	7,443	千円	1.0	人	7,560	千円
	<b>総事業費</b>	42,101	千円	42,011	千円	41,977	千円	41,993	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>地方債</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財</b>		千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財の内容</b>																
	<b>一般財源</b>	42,101	千円	42,011	千円	41,977	千円	41,993	千円								
	<b>財源合計</b>	42,101	千円	42,011	千円	41,977	千円	41,993	千円								

## 平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	観光イベント振興事業			事業開始年度	平成18年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	県外観光客入込客数および県内人口	人	10,000,000	10,000,000	10,000,000	
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	補助金交付団体数	団体	8	8	8	
成果目標 (目標設定理由等)	多くの方に地域の魅力を知ってもらうことで、観光振興が図られることから、まつり等への入込客数を増加させることを目標とする。					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	まつり・イベント入込客数	人	66,000	88,251	91,370	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	平成25年に策定した高松市観光振興計画において、「歴史や文化などの地域特性を生かした観光客の受入環境の形成」を戦略の一つに掲げており、地域のまつり等を魅力あるイベントとして継続実施させることについても、この戦略につながるものと考えている。 一方、本市の財政状況も厳しいことから、今後とも、補助金額の見直しや本市の関わり方についての検討を行うとともに、各主催団体に対し、自主財源の確保や事業のスリム化の実施を促してまいりたい。					
住民意向分析	市民及び観光客は、毎年の各まつり等の継続開催を望んでいると考えられる。					
類似都市の状況	<b>【松山市】</b> 北条地区（旧北条市）で毎年開催されているイベントへの補助を行っている。 北条鹿島まつり（毎年5月開催） 事業費140万円 補助金額45万円 風早海まつり（毎年7月開催） 事業費780万円 補助金額325万円 河野氏まつり（毎年10月開催） 事業費120万円 補助金額120万円					
備考						

## 観光イベント振興事業

【平成25年度補助実績一覧表】

(単位：千円)

件名 (交付先)	補助対象事業費	補助額
塩江さくらまつり事業補助金 (塩江温泉観光協会)	550	450
塩江温泉まつり事業補助金 (塩江温泉観光協会)	7,360	6,804
塩江ホテルまつり事業補助金 (塩江温泉観光協会)	2,372	1,978
塩江もみじまつり事業補助金 (塩江温泉観光協会)	645	460
ボンフェスティバルIN香南事業補助金 (香南地区コミュニティ協議会)	2,726	1,840
牟礼町おいでまい祭り助成金 (おいでまい祭り実行委員会)	5,488	2,760
国分寺町まつり実行委員会補助金 (国分寺町まつり実行委員会)	10,971	6,809
国分寺町冬のまつり補助金 (国分寺町冬のまつり実行委員会)	3,448	2,760
ふれあい祭り庵治実行委員会補助金 (ふれあい祭り庵治実行委員会)	9,505	8,280
塩江温泉感謝祭補助金 (塩江温泉感謝祭実行委員会)	3,049	2,250
竜王山山びらぎ補助金 (上西校区連合自治会)	354	314
計	46,468	34,705

【ふれあい祭り庵治】



【牟礼町おいでまい祭り】



## 観光イベント振興事業

【平成25年度事業実績一覧表】

(単位：人)

イベント名	入込客数	主な内容
塩江さくらまつり（4月7日）	200	塩江ウォーキング、湯愛の郷センター前広場にてバザー開催等
塩江温泉まつり（8月31日）	3,000	花火大会、バザー、その他協賛事業
塩江ホテルまつり（6月8日）	15,000	ホテル観賞会、塩江温泉ラリー、その他協賛事業
塩江もみじまつり（11月10日）	2,000	イベント、そば販売、その他協賛事業
ボンフェスティバルIN香南（8月4日）	4,000	おどり・アトラクション、花火大会、その他協賛事業
牟礼町おいでまい祭り（8月10日）	6,000	ステージイベント、花火大会、その他協賛事業
国分寺町まつり（8月24、25日）	15,000	ステージイベント、花火大会、その他協賛事業等
国分寺町冬のまつり（1月19日）	5,000	雪のすべり台、ステージイベント、バザー、その他協賛事業
ふれあい祭り庵治（7月20日）	15,000	ステージイベント、花火大会、イルミネーション事業等
塩江温泉感謝祭（10月1日～11月30日）	600	温泉各施設湯巡り、クイズラリー、その他協賛事業
竜王山山びらき（7月1日）	200	地域特産販売、山開き行事、その他協賛事業
計	66,000	

【塩江温泉まつり】



【国分寺町冬のまつり】



平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		<b>住宅建築物耐震改修等事業</b>				<b>事業開始年度</b>		平成20年度										
<b>上位施策名</b>		危機管理体制の整備				<b>担当局</b>		都市整備局										
<b>根拠法令等</b>		建築物の耐震改修の促進に関する法律、高松市民間建築物耐震改修等事業補助金交付要綱、高松市緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業補助金交付要綱、高松市住宅耐震改修等事業補助金交付要綱				<b>担当課</b>		建築指導課										
<b>実施の背景</b>		阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られたが、特に建築基準法に基づく現行の新耐震基準が導入された昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建築物に大きな被害が発生した。国においては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」に基づき、住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を27年までに9割とする目標を定めた。本市においても、これに基づき「高松市耐震改修促進計画」を作成し、住宅・建築物の耐震化を促進している。																
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		耐震診断や耐震改修にかかる負担を軽くするための補助制度を設けることにより、住宅・建築物の耐震化を促進し、地震時の建物の倒壊等によって発生する人的及び経済的被害を軽減する。																
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	個人住宅、緊急輸送道路沿道の民間建築物、多数の者が利用する民間建築物																
	<b>実施方法</b>	□直接実施 □委託 ■補助金																
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	以下、旧耐震基準の住宅・建築物を対象 ①【住宅耐震改修等事業】(H23.4.1~) 対象：戸建て住宅、長屋建て住宅及び併用住宅で、耐震改修工事については、耐震診断により、地震により倒壊し、若しくは崩壊する危険性が高いと評価され、又は倒壊する危険性があると評価されていること。 対象者：対象となる住宅を所有し居住する方。ただし、市税の滞納のない方 対象事業：耐震診断 耐震改修工事 ②【緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業】(H20.7.1~) 対象：国勢調査による人口集中地区内の緊急輸送道路沿いの旧耐震基準の建築物で、地震時の倒壊で道路閉塞の恐れがあるもの 対象事業：耐震診断 耐震改修・建替え工事 【民間建築物耐震改修等事業】(耐震診断と結果報告が義務化) ③要緊急安全確認大規模建築物(診断：H25.11.25~、診断以外：H26.4.1~) 対象：病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等 対象事業：耐震診断 補強設計 耐震改修・建替え工事 ④要安全確認計画記載建築物(H26.4.1~) 対象：香川県建築物耐震化推進プランに記載された避難路(人口集中地区内にある第1次輸送確保路線)沿いの建築物で、地震時の倒壊で道路閉塞の恐れのあるもの 対象事業：耐震診断 補強設計 耐震改修・建替え工事																
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)																	
<b>コスト</b>			26年度(予算)		25年度(決算)		24年度(決算)		23年度(決算)									
	<b>事業費合計</b>		175,791	千円	136,011	千円	42,771	千円	20,583	千円								
	<b>事業費内訳</b> (平成25年度分)		<負担金、補助及び交付金> 136,011千円 緊急輸送道路沿いの耐震診断棟数 2棟 4,773千円 " 耐震改修棟数 2棟 78,660千円 民間住宅の耐震診断棟数 162棟 13,904千円 (うちH24繰越分 131棟 11,191千円) 民間住宅の耐震改修棟数 46棟 38,674千円 (うちH24繰越分 28棟 22,931千円)															
	<b>人件費</b>		3.5	人	25,340	千円	3.5	人	25,340	千円	2.4	人	17,863	千円	2.2	人	16,632	千円
	<b>総事業費</b>		201,131	千円	161,351	千円	60,634	千円	37,215	千円								
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>		126,467	千円	95,969	千円	37,302	千円	15,436	千円								
	<b>地方債</b>			千円		千円		千円		千円								
	<b>その他特財</b>			千円		千円		千円		千円								
	<b>一般財源</b>		74,664	千円	65,382	千円	23,332	千円	21,779	千円								
	<b>財源合計</b>		201,131	千円	161,351	千円	60,634	千円	37,215	千円								

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート						
事務事業名	住宅建築物耐震改修等事業			事業開始年度	平成20年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	①耐震改修工事の予定住宅棟数 (単年目標値)	棟	40	40	30	
	②緊急輸送道路沿いの耐震改修対象棟数	棟	51	57	60	
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	①耐震改修工事の予定住宅棟数のうち、耐震改修実施済棟数	棟	46	37	26	
	②耐震改修対象建築物のうち、耐震改修実施済棟数	棟	4	0	0	
成果目標 (目標設定理由等)	①耐震改修工事を予定する住宅棟数190棟に対する耐震化率の向上 ②緊急輸送道路の沿道に位置し、該当規模の民間建築物棟数51棟に対する耐震化率の向上					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	①住宅の耐震改修実施済棟数(累積)の目標値に対する耐震化率	%	57.3	33.1	13.6	
	②対象建築物の耐震化率	%	7.8	0.0	0.0	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>《実施状況》            広報や出張相談、個別訪問等を実施し、耐震化や助成制度の周知を行っている。</p> <p>《課題》            耐震改修工事の事業費が高額であることや、工事期間中の建築物の使用が制限(移転等)されることなどから、工事の実施まで結びつきにくい。</p> <p>《今後の事業方針》            広報活動の拡充とともに、対象建築物の所有者等に直接、電話連絡や面会等により、補助の内容を細かく説明するとともに、耐震化の必要性・重要性の理解に努める。</p>					
住民意向分析	<p>25年度に住宅の耐震診断を実施した方へのアンケートの結果(回答数174件)では、耐震診断を受けたきっかけについて(複数回答可)、地震への不安(140件)とともに、補助制度があること(126件)などが理由に挙げられる一方、改修工事に対しては(複数回答可)、費用面(46件)や日常生活に影響がある工事(24件)などを理由に耐震改修工事への対応が難しい意見があった。</p>					
類似都市の状況	<p>いずれの都市も、国の指針に基づき同様の耐震化に対する助成を実施している。</p>					
備考						

# 住宅建築物耐震改修等事業

## ■耐震基準とは？

一定の強さの地震が起きても倒壊や損壊しない建築物が建てられるよう、建築基準法が定めている基準のこと

- ・旧耐震基準（S56.5.31 まで）震度 5 強程度の地震で、ほとんど損傷しないことを検証
- ・新耐震基準（S56.6.1 から）震度 5 強程度の地震で、ほとんど損傷しないことに加え、震度 6 強から 7 に達する程度の地震で倒壊・崩壊しないことを検証

## ■耐震診断とは？

建築士などの専門家が、建物の壁の強さ・バランス・接合部の状況や劣化状況などを調査・検査して、大地震に対して建物が倒壊しないかどうかの耐震性を総合的に評価、判定



倒壊した木造住宅（阪神淡路大震災）

## ■補強設計とは？

耐震診断で倒壊する可能性がある判断された場合は、倒壊しないためにどのように補強するか計画を立て、そのための設計を行うもの

## ■耐震改修とは？

大地震の揺れに耐え、建物が倒壊しないように必要な補強を行うもの

## ■本市の助成制度

### ① 住宅耐震改修等事業 戸建て住宅、長屋建て住宅等を対象

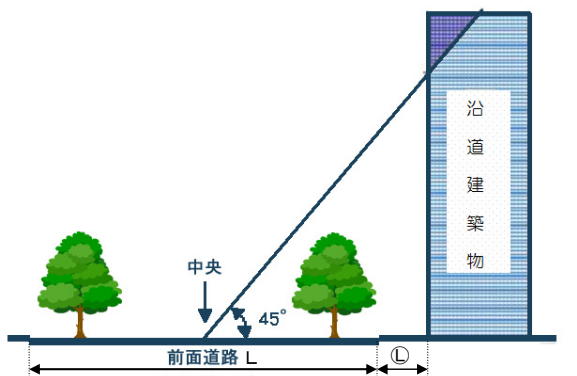
耐震診断 事業費(耐震診断に係る費用)			事業者負担
補助金(最大9万円)			
市 (約28.4%)	県 (約28.3%)	国 1/3	
9/10		1/10	

耐震改修 事業費(改修工事に係る費用)			事業者負担
補助金(最大90万円)			
市 1/8	県 1/8	国 1/4	
1/2		1/2	

### ② 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業（緊急輸送道路沿いの建築物等）

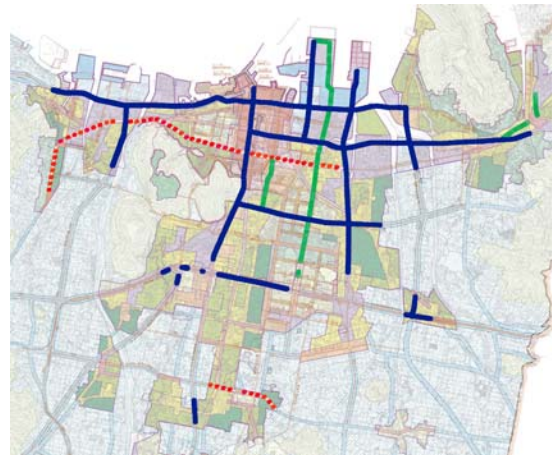
地震発生時に人命救助と緊急物資輸送の機能確保が必要な道路沿いで、地震時の倒壊で道路をふさぐ恐れのある建物（3階建て以上かつ1,000㎡以上）等を対象

道路閉塞の恐れのある建築物



対象建築物  
 $L > 12m$  の場合 建築物の高さ  $> (L/2 + \text{㊲})$   
 $L \leq 12m$  の場合 建築物の高さ  $> (6 + \text{㊲})$

緊急輸送道路（人口集中地区内）



— 第一次輸送確保路線  
 — 第二次輸送確保路線  
 ..... 第三次輸送確保路線



# 住宅建築物耐震改修等事業

## 【緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業の続き】

		事業費(耐震診断に係る費用)			
A	補助金(最大400万円)				事業者負担
	市 1/6	県 1/6	国 1/3		
	2/3			1/3	
		事業費(改修工事に係る費用)			
B	補助金(最大6,000万円)				事業者負担
	市 1/6	県 1/6	国 1/3		
	2/3			1/3	

### ③ 要緊急安全確認大規模建築物

ホテル、病院、学校など不特定多数の方が利用する建物のうち大規模なもの等を対象

例) 保育所・幼稚園	階数2以上、かつ延べ面積1,500㎡以上
老人ホーム	階数2以上、かつ延べ面積5,000㎡以上
病院、店舗、ホテル等	階数3以上、かつ延べ面積5,000㎡以上

(法で、耐震診断と高松市への結果報告が義務化(期限 H27.12月末))

		補助基準額			
C	補助金(面積による上限単価)				国からの直接補助
	市 1/4	県 1/4	国 1/3		
	5/6			1/6	

**補強設計** Aと同じ(別途、国の直接補助1/6(実質事業者負担1/6))

		事業費(改修工事に係る費用)		
補助金(最大4,035万円)				事業者負担
市 1/6	県 1/6	国 11.5%	国の直接補助 21.8%	
1/3			1/3	

### ④ 要安全確認計画記載建築物(第一次輸送確保路線沿いの建築物等)

香川県指定の第一次輸送確保路線に敷地が接し、地震時の倒壊で道路をふさぐおそれのある建物等を対象(法で、耐震診断と高松市への結果報告が義務化(期限 H33.3月末))

**耐震診断** Cと同じ

**補強設計** Aと同じ(別途、国の直接補助1/6)  
(実質事業者負担1/6)

**耐震改修** Bと同じ(別途、国の直接補助1/15)  
(実質事業者負担4/15)



道路を遮断した倒壊建築物(阪神淡路大震災)

平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

<b>事務事業名</b>		放置自転車等対策事業				<b>事業開始年度</b>		昭和57年度				
<b>上位施策名</b>		自転車利用の環境づくり				<b>担当局</b>		都市整備局				
<b>根拠法令等</b>		高松市自転車等の適正な利用に関する条例				<b>担当課</b>		都市計画課				
<b>実施の背景</b>		駅周辺等に放置自転車等があふれ、通行障害及び都市景観の阻害等の問題が生じており、撤去、移送等の放置自転車等対策が必要であった。										
<b>目的</b> (どのような状態にしたいのか)		公共の場所等において、交通に支障を生じさせている放置自転車等の撤去及び自転車等利用者への正しい自転車利用の啓発を行うことにより、良好な都市環境の保持及び向上を図り、快適で安全なまちづくりを目指す。										
<b>事業概要</b>	<b>対象</b> (誰・何を対象に)	放置自転車等禁止区域（JR高松駅周辺・サンポート高松地区、中央通り・美術館通り・国道11号（中央通り～フェリー通り）、琴電瓦町駅周辺、JR栗林駅周辺、琴電栗林公園駅周辺、JR端岡駅周辺、琴電片原町駅周辺）及びその他の区域（禁止区域以外の公共の場所）										
	<b>実施方法</b>	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金										
	<b>事業内容</b> (手段、手法など)	<p>本事業は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づき、「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」及び「同施行規則」を制定し、市街地中心部の主要な鉄道駅など多くの利用者が見込まれる地域を対象として「放置自転車等禁止区域」を指定した。</p> <p>その禁止区域及びその他の区域（禁止区域以外の公共の場所）に放置されている自転車等に対し警告札を貼り付け、禁止区域内では2時間以上、その他の区域については7日以上経過した自転車等を対象に撤去・移送するとともに、保管及び返還を行うものである。</p>										
	<b>関連事業</b> (同一目的事務事業等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保管期間の過ぎた放置自転車のうち、再利用が可能なものについて所有権を取得し、レンタサイクルとして再利用する。</li> <li>・ 上記と同様に所有権を取得した自転車を自転車商組合が設立した高松市自転車リサイクル推進協会へ売却する。</li> </ul>										
<b>コスト</b>			26年度（予算）		25年度（決算）		24年度（決算）		23年度（決算）			
	<b>事業費合計</b>		40,495 千円		38,481 千円		40,423 千円		46,892 千円			
	<b>事業費内訳</b> (平成25年度分)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置自転車等撤去業務委託料（禁止区域、その他区域） 35,382千円</li> <li>・ 放置自転車管理システムリース料 1,205千円</li> <li>・ 放置自転車等禁止区域標識等設置工事 277千円</li> <li>・ その他（需用費、旅費等） 1,617千円</li> </ul>									
	<b>人件費</b>		0.7 人	5,068 千円	0.8 人	5,792 千円	0.8 人	5,954 千円	0.8 人	6,048 千円		
	<b>総事業費</b>		45,563 千円		44,273 千円		46,377 千円		52,940 千円			
<b>財源内訳</b>	<b>国県支出金</b>											
	<b>地方債</b>											
	<b>その他特財</b>		9,422 千円		9,268 千円		8,751 千円		8,762 千円			
			その他特財の内容 県負担金、移送保管料等									
	<b>一般財源</b>		36,141 千円		35,005 千円		37,626 千円		44,178 千円			
<b>財源合計</b>		45,563 千円		44,273 千円		46,377 千円		52,940 千円				

## 平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	放置自転車等対策事業			事業開始年度	昭和57年度	
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	放置自転車等禁止区域道路延長	m	9,070	9,070	8,680	
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	放置自転車等警告件数	件	60,214	63,395	67,814	
成果目標 (目標設定理由等)	放置自転車等の撤去件数を前年度より減少させる。					
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度	
	放置自転車等撤去件数	件	7,630	7,890	7,685	
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>駐輪場整備や放置自転車対策により放置自転車等は減少傾向にあり、警告及び撤去件数も減少しているが、未だにJR高松駅周辺・サンポート高松地区、琴電瓦町駅周辺では放置自転車等が多く、今後も事業を継続的に実施することが必要である。</p> <p>特に、日本一のチャリンこ便利都市を目指し、自転車利用を推進している本市では、放置自転車等の対策は重要であり、撤去及び移送は最も効果がある方策であることから、今後も現行の施策を継続的に実施することで、自転車等の適正な利用を一層推進する。</p>					
住民意向分析	<p>本市が平成23年に行った自転車等利用者意向アンケート調査では、鉄道駅や市街地の放置自転車等に関して8割以上の利用者が問題と回答しており、自転車等の駐車に対する規制は、9割以上が必要と回答している。</p>					
類似都市の状況	<p>四国内の他3市（松山市、徳島市、高知市）ともに、本市と同様な放置自転車等の対策に関する条例を制定し、放置自転車の禁止区域を定め、自転車等の撤去・移送を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松山市「松山市自転車等の駐車対策に関する条例」</li> <li>・徳島市「徳島市における自転車の放置の防止に関する条例」</li> <li>・高知市「自転車等の放置の防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例」</li> </ul>					
備考						

## 放置自転車等対策事業

本市では、「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」及び「同施行規則」に基づき放置自転車等の禁止区域を指定し、その区域及びその他の区域（禁止区域以外の公共の場所）において、自転車等の撤去・移送、保管、返還及び処分を行っています。

### 1. 放置自転車等の撤去・移送、保管、返還及び処分の流れ

#### ① 撤去・移送

放置自転車等に警告札を貼り付け、放置自転車等禁止区域内は2時間以上、その他の区域(禁止区域以外の公共の場所)については7日以上経過した自転車等を対象に撤去・移送します。

#### ② 保管

移送した放置自転車等については、高松市が保有する保管所に60日間保管します。

また、保管した自転車の防犯登録番号や原動機付自転車のプレート番号を所轄団体(警察署・自治体)に照合し、所有者の確認ができた自転車等については速やかに引き取るように通知(=返還通知書の送付)します。

#### ③ 返還

返還する放置自転車等については、所有者であることを確認し、同移送保管費(自転車1台につき1,500円、原動機付自転車1台につき2,500円)を徴収した後返還します。

#### ④ 処分

保管した放置自転車等の引き取り通知をした後、保管期間が過ぎても所有者による引き取りがない場合、所有権を放棄したものと判断して処分を告知し、原則として破砕処分します。

### 2. 放置自転車等の状況

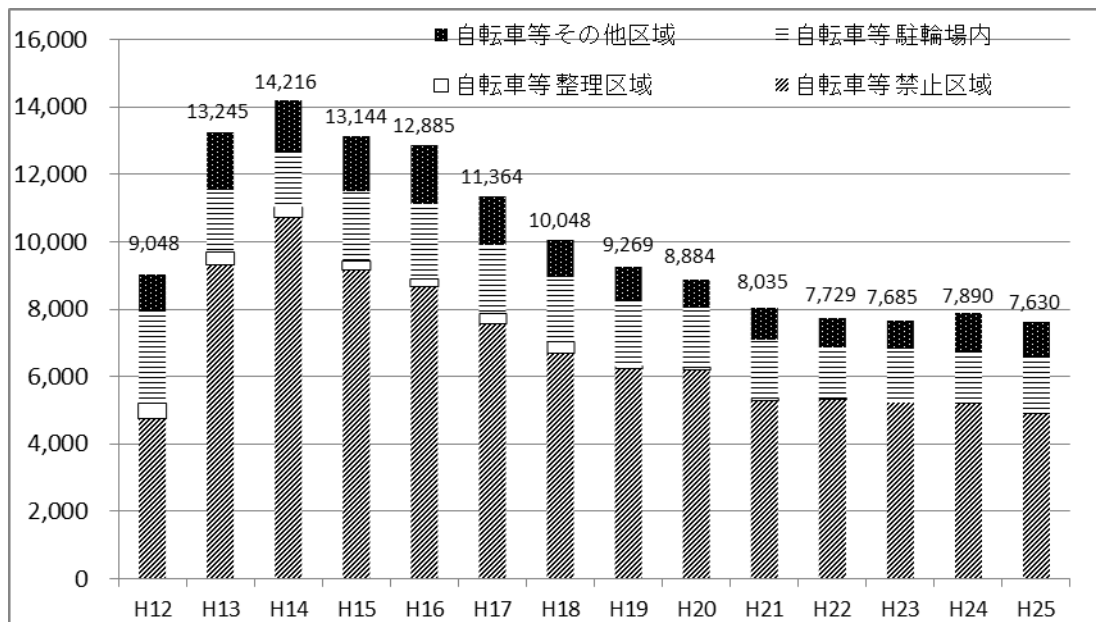


図1. 高松市における放置自転車等撤去数の推移

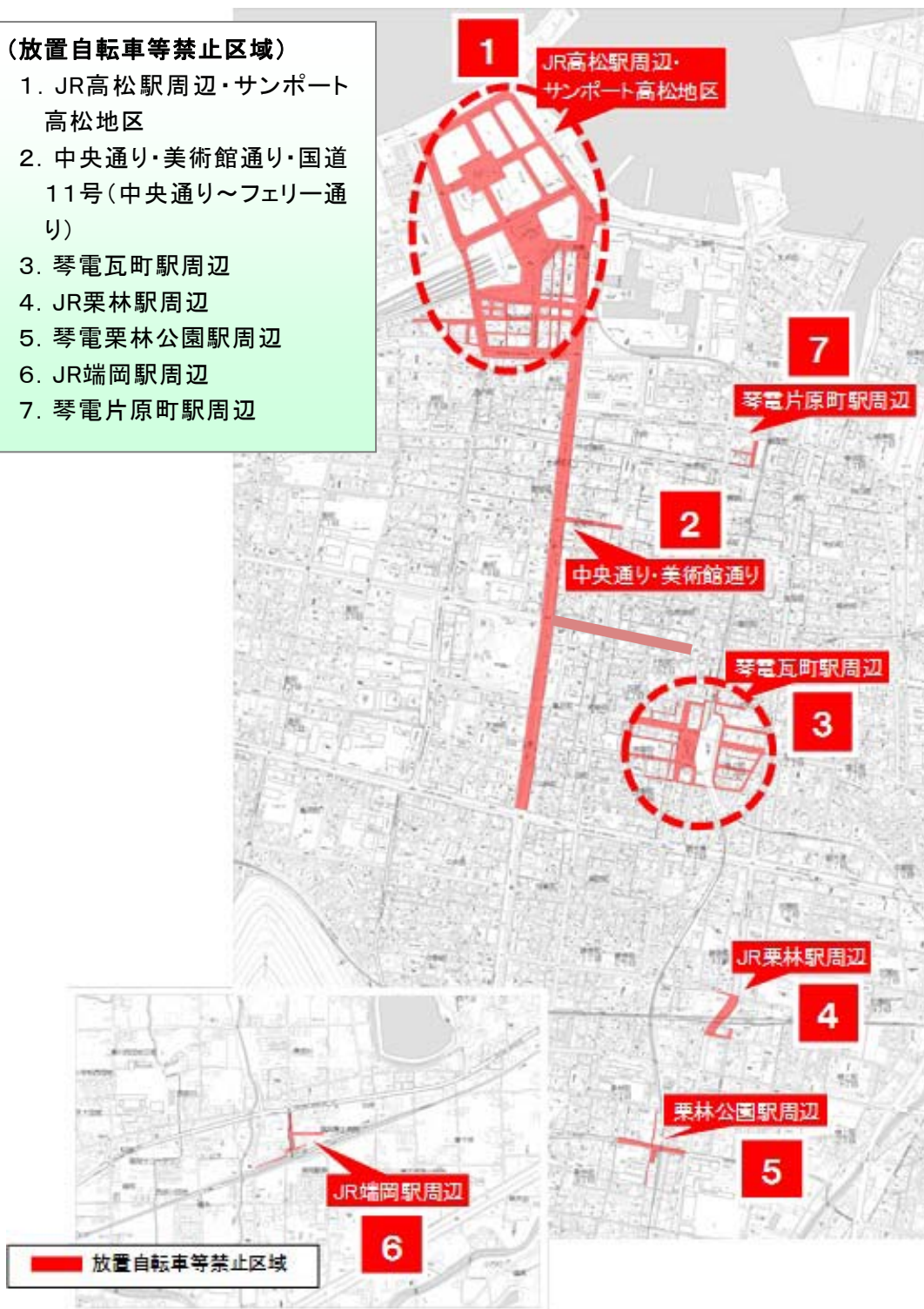
## 放置自転車等対策事業

- ・平成25年度の放置自転車等撤去数は、7,630台/年であり、このうち放置自転車等禁止区域では4,898台/年の放置自転車等が撤去されています。
- ・撤去台数は、ピーク時(平成14年)から半減しています。
- ・中央通り付近の放置自転車等は近年大幅に減少していますが、JR高松駅周辺・サンポート高松地区や琴電瓦町駅周辺は、未だに放置自転車等が多い状況です。

### 3. 放置自転車等禁止区域

#### (放置自転車等禁止区域)

1. JR高松駅周辺・サンポート高松地区
2. 中央通り・美術館通り・国道11号(中央通り～フェリー通り)
3. 琴電瓦町駅周辺
4. JR栗林駅周辺
5. 琴電栗林公園駅周辺
6. JR端岡駅周辺
7. 琴電片原町駅周辺



## 平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	コミュニティセンター等講座事業				事業開始年度	平成19年度											
上位施策名	生涯学習の推進				担当局	教育局											
根拠法令等					担当課	生涯学習センター											
実施の背景	地域文化の向上を図り、地域住民の学習要求に応えるため、従来から、地域の公民館において、社会教育活動の一環として、様々な講座を開設しており、公民館のコミュニティセンター化に伴い、コミュニティセンター等講座事業として継続している。																
目的 (どのような状態にしたいのか)	地域住民が、身近な施設である各地域のコミュニティセンターに集い、関心のある分野について、学習する機会を得て、生きがいの一つとするとともに、住民同士が互いに学びあい、交流することによって、地域の連帯意識を高め、地域活動へ積極的に参加するようになり、地域コミュニティの再生に寄与する。																
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	市民（生涯学習に関心のある市民等）															
	実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 補助金															
	事業内容 (手段、手法など)	市内の52コミュニティセンターにおいて、趣味・実技講座、教養講座、子どもの居場所づくりに対応した講座、生涯学習リーダー養成講座、ブロック別現代的課題講座など、各種講座を開催する。 従来は、地域の公民館において、公民館講座として実施しており、公民館のコミュニティセンター化及び指定管理者制度への移行に伴い、コミュニティセンター講座として、コミュニティ協議会に委託して実施している。															
	関連事業 (同一目的事務事業等)	女性教室推進事業、家庭教育推進事業、高齢者教育推進事業、生涯学習推進事業、市民参画促進事業															
コスト	26年度（予算）		25年度（決算）		24年度（決算）		23年度（決算）										
	事業費合計	21,216	千円	20,958	千円	21,170	千円	21,127	千円								
	事業費内訳 (平成25年度分)	委託料（講師謝金） 52コミュニティセンターに対して、講師謝金として委託料を支出している。 52館のうち、49館については、上限を@5,100×83回=423,300円とし、男木、女木、東谷の3館については、上限を@5,100×31回=158,100円として、委託料を支出し、結果的に2館で残額が生じ、257,550円戻入した。															
	人件費	0.9	人	6,516	千円	0.9	人	6,516	千円	0.9	人	6,699	千円	0.9	人	6,804	千円
	総事業費	27,732	千円	27,474	千円	27,869	千円	27,931	千円								
財源内訳	国県支出金		千円		千円		千円		千円								
	地方債		千円		千円		千円		千円								
	その他特財		千円		千円		千円		千円								
	その他特財の内容																
	一般財源	27,732	千円	27,474	千円	27,869	千円	27,931	千円								
	財源合計	27,732	千円	27,474	千円	27,869	千円	27,931	千円								

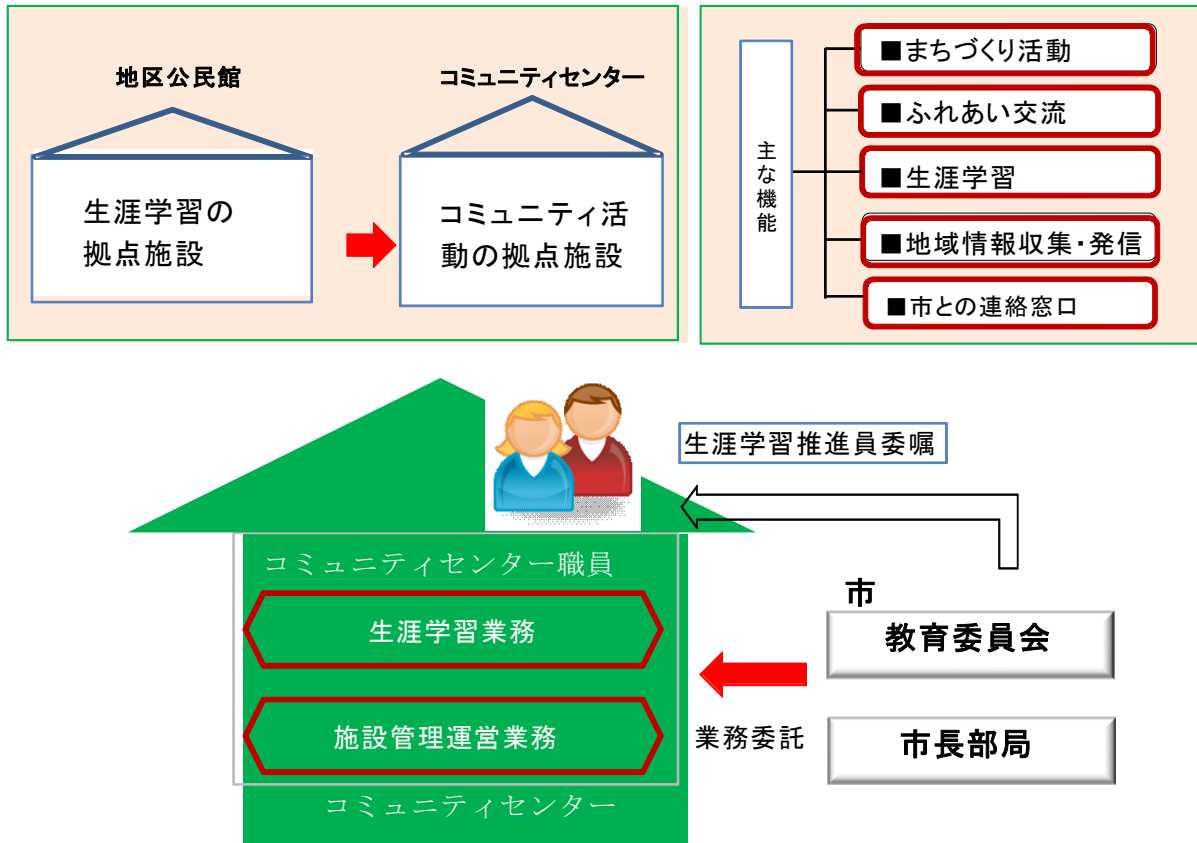
平成26年度高松市公開事業評価 事業シート

事務事業名	コミュニティセンター等講座事業			事業開始年度	平成19年度								
対象数	【対象指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度								
	高松市の人口	人	426,707	426,712	426,718								
活動実績	【活動指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度								
	講座開催回数	回	5,455	5,553	5,332								
成果目標 (目標設定理由等)	講座受講者数の増加												
成果 (目標達成状況)	【成果指標名】	単位	H25年度	H24年度	H23年度								
	講座受講者数	人	102,572	106,364	102,275								
事業の実施状況と課題・今後の事業方針	<p>講座回数、受講者数とも、平成22年度までは、増加し、その後は、横ばいとなっている。魅力のある講座を増やして、より多くの市民に学習機会を提供するよう努めていく必要がある。</p> <p>また、講座内容や受講者が固定化する傾向があり、市内を5つに分けたブロック学習圏において、ブロック単位での合同講座の開設や研修会を通して、各コミュニティセンターの連携と情報共有を図り、地域の生涯学習の取組の向上に努めていく。</p>												
住民意向分析	<p>平成24年に実施した生涯学習市民アンケートによると、今後、生涯学習を「したいと思う」と「機会があればしてみたい」が合わせて78.1%となっており、生涯学習のニーズは認められる。</p> <p>また、同調査で、コミュニティセンターの満足度について、「大変満足」と「満足」が合わせて40.9%に対して、「少し不満」と「大変不満」が合わせて5.4%となっており、一定の評価を得ている。</p>												
類似都市の状況	<p>社会教育状況調査による平成24年度香川県内市別講座数・受講者数（少年対象・青年対象・成人一般対象・女性対象・高齢者対象の講座）</p> <table border="0"> <tr> <td>高松市（1,262講座・40,808人）</td> <td>丸亀市（144講座・3,656人）</td> </tr> <tr> <td>坂出市（20講座・415人）</td> <td>善通寺市（5講座・424人）</td> </tr> <tr> <td>観音寺市（139講座・3,472人）</td> <td>さぬき市（13講座・632人）</td> </tr> <tr> <td>東かがわ市（実施していない）</td> <td>三豊市（212講座・5,752人）</td> </tr> </table>					高松市（1,262講座・40,808人）	丸亀市（144講座・3,656人）	坂出市（20講座・415人）	善通寺市（5講座・424人）	観音寺市（139講座・3,472人）	さぬき市（13講座・632人）	東かがわ市（実施していない）	三豊市（212講座・5,752人）
高松市（1,262講座・40,808人）	丸亀市（144講座・3,656人）												
坂出市（20講座・415人）	善通寺市（5講座・424人）												
観音寺市（139講座・3,472人）	さぬき市（13講座・632人）												
東かがわ市（実施していない）	三豊市（212講座・5,752人）												
備考													

## コミュニティセンター等講座事業

### 事業の流れ

従来は、地域の公民館において、公民館講座として実施している事業で、公民館のコミュニティセンター化及び指定管理者制度への移行に伴い、コミュニティセンター講座として実施している。



- ・コミュニティセンターは、地区公民館から移行後においても、生涯学習機能を持つ地区学習圏の拠点施設として位置付けられている。
- ・コミュニティセンターの指定管理者であるコミュニティ協議会に対して、コミュニティセンター講座の開設を委託している。
- ・市教育委員会は、コミュニティセンターの職員を「生涯学習推進員」として委嘱し、毎月定例会を開催して、情報共有を図るとともに、生涯学習スタッフ養成講座（コーディネーター養成講座）を開催して、生涯学習機能の向上を図っている。
- ・市内を5つのブロックに分けたブロック学習圏を設けて、ブロック単位で共同の講座を開催したり、情報の交換や課題の協議を行うことにより、コミュニティセンター相互の連携と生涯学習推進員のスキルアップを図っている。
- ・コミュニティセンターの生涯学習活動として、コミュニティセンター講座のほか、女性教室、高齢者教室、家庭教育学級を開設している。



## コミュニティセンター等講座事業

### 事業目的

地域住民に学習機会を提供することにより、コミュニティ域内における住民の生涯学習への積極的参画を促進し、仲間づくりや地域の連帯意識の高揚を図る。

### 事業内容

次の内容の講座を年間83回以上実施する。

- 1 趣味・実技講座  
お菓子づくり、ペン書道、園芸、茶道、生け花、ギターなど
- 2 教養講座  
次の12ジャンルから選択して実施  
環境学習、人権学習、男女共同参画学習、親子のふれあい学習、心と体の健康教育、郷土史学習、国際化学習、情報関係学習、ボランティア学習、水問題学習、防災学習、再チャレンジ
- 3 子どもの居場所づくり  
学校週5日制に対応し、児童・生徒を対象とした体験学習や地域との交流を深める講座
- 4 生涯学習リーダー養成講座  
地域における生涯学習の推進について助言できる指導者を養成するため、ブロックごとに担当コミュニティセンターが現代的課題に関する学習プログラムを実施
- 5 ブロック別現代的課題講座  
ブロック内の住民を対象に、各コミュニティセンターが連携し、現代的課題に関する学習プログラムの作成、受講生の募集及び運営を行う。

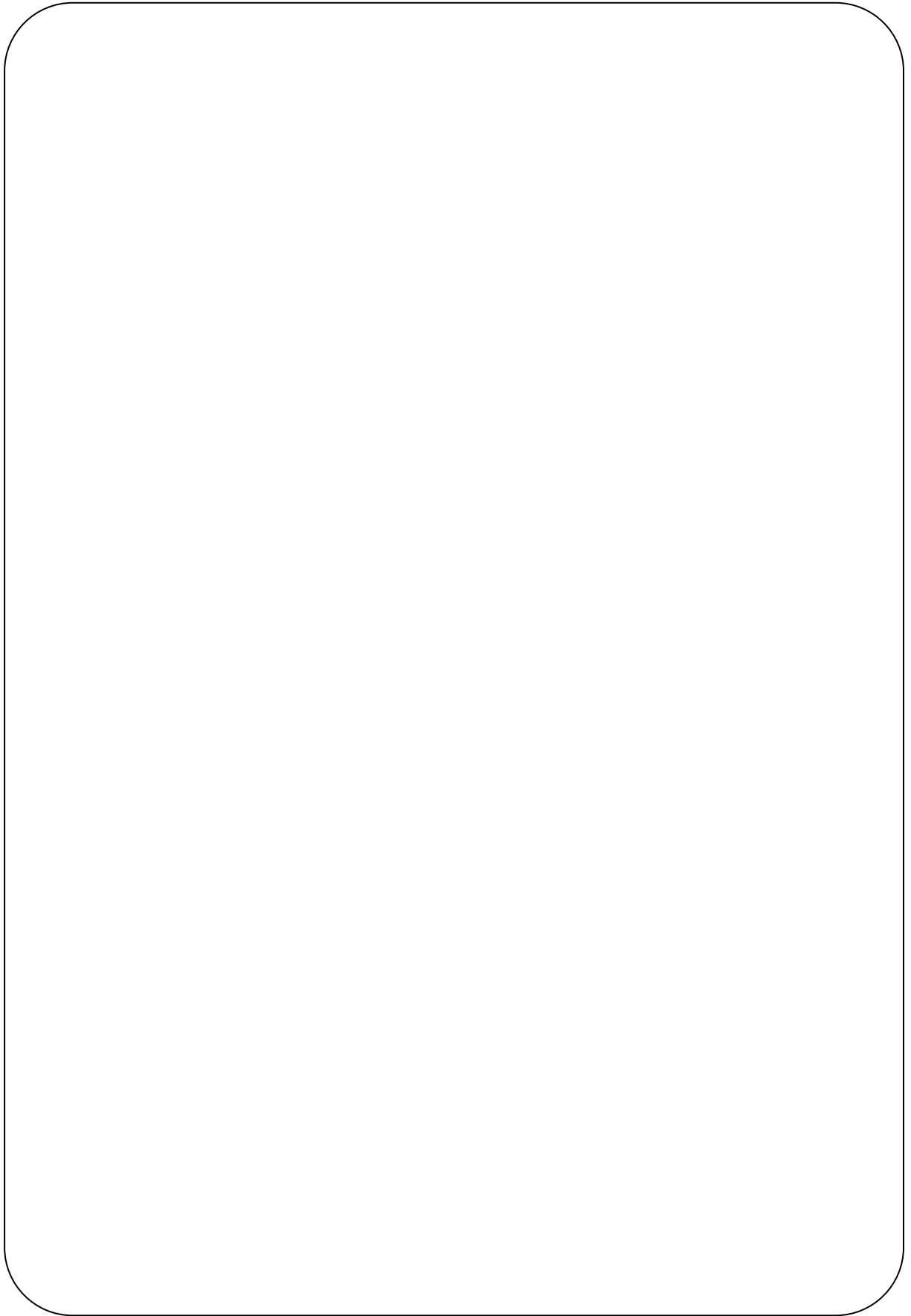
### 講座回数・受講者数の推移

(単位：回、人)

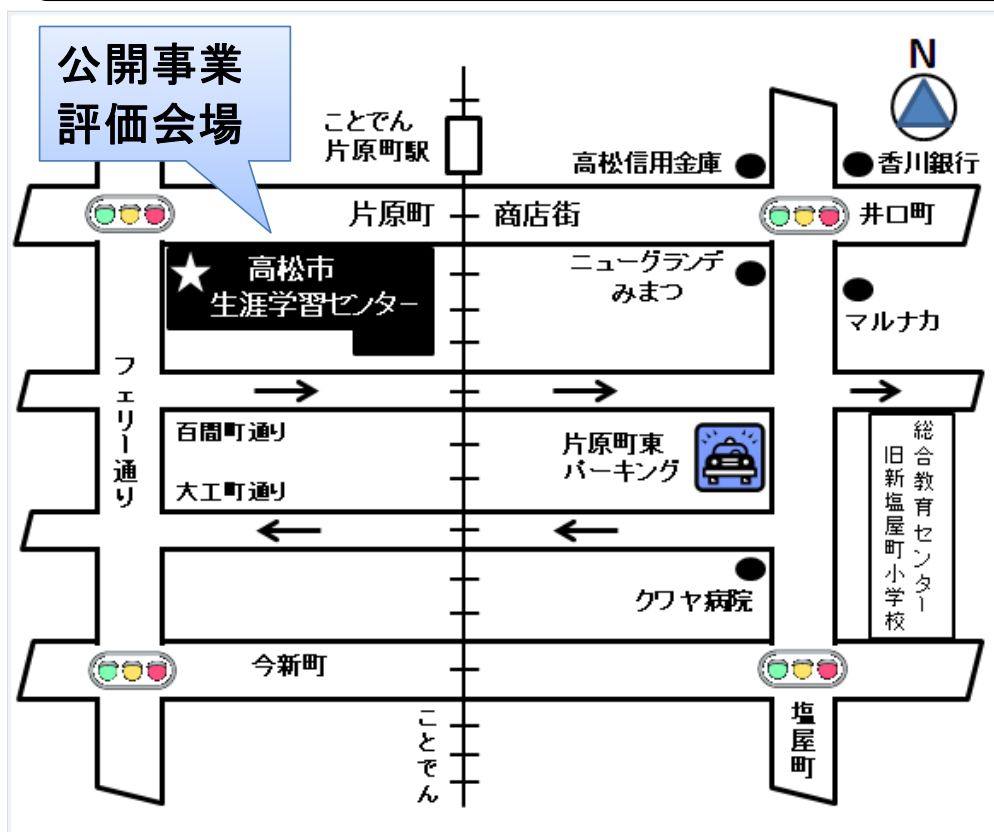
年度		H18	19	20	21	22	23	24	25
回 数	コミセン講座	4,609	4,835	4,988	5,167	5,308	5,332	5,553	5,455
	女性教室	624	599	567	547	680	479	512	483
	高齢者教室	612	609	628	644	1,237	605	614	600
	家庭教育学級	454	491	483	475	461	478	472	460
	計	6,299	6,534	6,666	6,833	7,686	6,894	7,151	6,998
受 講 者 数	コミセン講座	82,411	94,225	96,280	97,119	102,518	102,275	106,364	102,572
	女性教室	16,462	15,836	15,325	15,092	13,207	12,514	12,025	12,291
	高齢者教室	24,322	25,198	27,556	28,030	25,702	25,069	21,850	21,455
	家庭教育学級	24,963	26,943	29,913	29,365	29,055	28,783	28,265	22,290
	計	148,158	162,202	169,074	169,606	170,482	168,641	168,504	158,608

※本事業の該当講座は網掛け部分のみ

メ 毛 欄



## 高松市生涯学習センター周辺案内図



### 《 交通アクセス 》

J R 高松駅から徒歩約 15 分  
 琴平電鉄片原町駅から徒歩約 1 分

### 《 駐車場のご案内 》

片原町東部商店街振興組合  
 町営片原町東パーキング（管理人付き立体駐車場）  
 営業時間 午前 8 時～午後 11 時

### ■ 駐車料金割引のご案内（片原町東パーキングを利用の方のみ対象）

※ 駐車場の割引を受けられる方は、入庫の際、駐車場管理人にまなびCANの利用を申し出た上で、まなびCAN受付で駐車券に証明印を受けてください。

※ フリータイムご利用の方は、必ず事前に駐車場管理人までお申し出ください。

30分……………無料	
1時間……………100円	1時間30分……………200円
2時間……………300円	2時間30分……………400円
3時間……………500円	3時間30分……………600円
4時間……………700円	4時間30分……………800円
5時間以上……………800円	（フリータイム（午前8時～午後11時）を利用した場合）



高松市の公開事業評価や行政改革に関するお問い合わせ先

**総務局 人事課(行政改革推進室)**

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号(本庁舎3階)

電話 : 087-839-2160 FAX : 087-839-2190

Eメール: [jinji@city.takamatsu.lg.jp](mailto:jinji@city.takamatsu.lg.jp)